

議 会 規 程 第 1 号
令和 6年 3月 1日

砂川市議会タブレット端末等の貸与及び運用に関する規程をここに公表する。

砂川市議会議長 多比良 和 伸

(別 紙)

砂川市議会タブレット端末等の貸与及び運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、砂川市議会（以下「議会」という。）におけるタブレット端末等の貸与及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会その他議長が相当と認める会議をいう。
- (2) タブレット端末 会議等で使用するため、議長が議員に貸与するタブレット端末をいう。
- (3) 附属品 電源アダプタ、充電ケーブル、液晶フィルム、電子ペン及び保護カバーをいう。
- (4) オペレーティングシステム タブレット端末を動かすための基本的なソフトウェアをいう。

(貸与等)

第3条 議長は、議員に対し、タブレット端末及び附属品（以下「タブレット端末等」という。）を貸与することができる。

2 前項の規定によりタブレット端末等の貸与を受けた議員（以下「被貸与者」という。）は、その職を離れたときは、タブレット端末に自らが保存した固有のデータを削除し、タブレット端末等を議長に返却しなければならない。

3 議長は、タブレット端末等貸与台帳（別記第1号様式）を備え、タブレット端末等の貸与状況を明らかにしなければならない。

(遵守事項)

第4条 被貸与者は、タブレット端末等に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (2) タブレット端末の改造、交換、アプリケーションソフトの追加、動作環境の変更及びオペレーティングシステムのバージョンアップを独断で行わないこと。
- (3) 議会の品位を重んじた良識ある使用を心掛けること。
- (4) 情報の発信及び受信について責任を負うこと。
- (5) 定期的にタブレット端末の通知や充電状況を確認すること。
- (6) データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。
- (7) 個人情報の漏えい又はウイルス感染があったときは、事実関係を把握するとともに、個人情報漏えい・ウイルス感染報告書（別記第2号様式）により、直ちに議長に報告し、必要な措置を講ずること。
- (8) 議会及び市の情報システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処すること。

- (9) 議会及び議員の活動に関係のないウェブサイトを開覧し、又はソフトウェアを使用しないこと。
- (10) 他者の迷惑になる行為を行わないこと。
- (11) Wi-Fiを利用する際は、その安全性に十分配慮すること。
- (12) 被貸与者は、タブレット端末の使用に当たっては、ID及びパスワードの管理を適正に行い、第三者に不正利用されないようにすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、議長の指示に従うこと。

(会議等における留意事項)

第5条 被貸与者は、会議等において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ当該会議等の長の許可を受けたときは、この限りではない。

- (1) 音声又は操作音を発する行為
- (2) 撮影、録音又は録画をする行為
- (3) 外部に情報を発信する行為
- (4) 貸与されたタブレット端末以外の端末機器を使用する行為
- (5) 会議等の運営に関係のないウェブサイトの開覧又はソフトウェアの使用をする行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議等の運営上支障を及ぼすおそれがあると当該会議等の長が認める行為

(違反者に対する措置)

第6条 議長は、第4条に規定する遵守事項に違反した被貸与者に対し、これを改善するよう指導することができる。

- 2 会議等の長は、前条ただし書に規定する許可を受けないで同条各号に掲げる行為をした被貸与者に対し、直ちに当該行為を中止するよう命ずることができる。
- 3 第1項の規定による指導又は前項の規定による命令にもかかわらず、その改善が認められないときは、議長は、その被貸与者に対し、タブレット端末等の返却を求めることができる。

(弁償の義務)

第7条 被貸与者は、議長から貸与されたタブレット端末等が紛失し、破損し、又は故障したときは、タブレット端末等紛失等届出書(別記第3号様式)により、直ちに議長に届出をして、その損害を弁償しなければならない。ただし、議長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

砂川市議会議長 様

砂川市議会議員

個人情報漏えい・ウイルス感染報告書

砂川市議会より貸与されたタブレット端末により個人情報の漏えい又はウイルス感染があったため、砂川市議会タブレット端末等の貸与及び運用に関する規程第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

発生日	年 月 日
漏えいした個人情報又はウイルス感染の内容、発生した経緯等 (具体的に)	
報告の時点までに講じた措置及び今後講じる予定の措置	

年 月 日

砂川市議会議長 様

砂川市議会議員

タブレット端末等紛失等届出書

砂川市議会議長より貸与されたタブレット端末等が（紛失・破損・故障）しましたので、砂川市議会タブレット端末等の貸与及び運用に関する規程第7条の規定により、下記のとおり届出します。

記

発生日	年 月 日
タブレット端末等の種類 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> タブレット端末本体 <input type="checkbox"/> 電源アダプタ <input type="checkbox"/> 充電ケーブル <input type="checkbox"/> 液晶フィルム <input type="checkbox"/> 電子ペン <input type="checkbox"/> 保護カバー
発生した経緯、状況等 (具体的に)	